

## 10月1日は「浄化槽の日」

10月1日は「浄化槽の日」です。昭和60年10月1日に浄化槽法が施行されたことを記念し、昭和62年に設けられました。し尿および生活雑排水を処理する施設として、下水道とともに「浄化槽」が普及しています。



### 浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽は微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにする装置です。

使い方を誤つたり、適正な維持管理を怠ると、水質が悪くなったり、悪臭が発生し、生活環境を悪くする原因となります。

①保守点検②清掃③法定検査が法律で義務付けられています。適切な維持管理をお願いします。



▲浄化槽の清掃

### 「微生物」を元気にする方法

- ・トイレにトイレットペーパー以外のものを流さないでください。
- ・トイレ（送風機）の電源は切らないでください。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがないようにしてください。
- ・洗剤等の薬剤は適量を守りましょう。
- ・台所から野菜くずや天ぷら油などは流さないでください。

### 浄化槽設置を推進します

市では、し尿・雑排水を併せて処理することにより、河川や水路等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽設置に取り組んでいます。詳しく述べ下水道課へお問い合わせください。

### ●戸別浄化槽事業

市が浄化槽を設置し、保守点検等の維持管理を行います。工事分担金15万円の納付、毎月の使用料が発生します。

また、既に浄化槽を設置している人は浄化槽を市へ寄付していただき、後の保守点検等の維持管理を市が行うこともできます。毎月の使用料が発生します。（保守点検状況等一定の要件があります）

- ・マンホールの上に物を置かずにはきちんと閉めておきましょう。
- ・消毒剤は切らさないようにします。（保守点検業者が適時補充します）
- ・台所から野菜くずや天ぷら油などは流さないでください。

### ●浄化槽設置への補助

浄化槽を設置される人に補助金を交付しています。保守点検等の維持管理は、設置者でお願いします。

※いずれも50人槽までが対象となります。

※事業区域を設けています。お住まい（浄化槽設置）の場所により適用される制度が異なります。

浄化槽の設置やトイレの水洗化をご検討される際には、事前に下水道課へお問い合わせください。

問 まちづくり部 下水道課  
(23)9118



担当:田中